

教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

1 日 時

令和2年12月21日（月）

開会 9時00分

閉会 9時39分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、森脇健夫委員、大森達也委員、北野誕生水委員

欠席委員 黒田美和議員

4 出席職員

教育長 木平芳定（再掲）、副教育長 宮路正弘

次長（教職員担当）山本健次、次長（学校教育担当）諸岡伸、

次長（育成支援・社会教育担当）中野敦子、次長（研修担当）吉村元宏

教育総務課 課長 伊藤美智子、課長補佐兼班長 信藤克明、

班長兼企画員 森将和

教育財務課 課長 奥田文彦

福利・給与課 課長 青木茂昭、班長 田中宏明

高校教育課 課長 井上珠美、充指導主事 駒田周昌

学校防災推進監 今町嘉範

5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第41号 専決処分の承認について（令和2年度三重県
一般会計補正予算（第9号））

原案可決

議案第42号 専決処分の承認について（知事及び副知事の
給与及び旅費に関する条例等の一部を改正す
る条例案（三重県教育委員会教育長の給与等
に関する条例関係））

原案可決

議案第43号 専決処分の承認について（公立学校職員の給
与に関する条例の一部を改正する条例案）

原案可決

議案第44号 三重県教育委員会会議規則等の一部を改正する
規則案

原案可決

6 報告題件名

報告 1 技能教育施設の指定について

7 審議の概要

・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中4名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（11月16日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

森脇委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

会議の進行は、公開の議案41号から44号を審議し、報告1から報告2の報告を受けることを決定する。

・審議事項

議案第41号 専決処分の承認について(令和2年度三重県一般会計補正予算(第9号)) (公開)

(奥田教育財務課長説明)

議案第41号 専決処分の承認について(令和2年度三重県一般会計補正予算(第9号))

令和2年11月24日急施を要したため、別紙のとおり令和2年度三重県一般会計補正予算(第9号)に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。令和2年12月21日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

令和2年度三重県一般会計補正予算(第9号)について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを教育委員会に報告して承認を求める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

1ページをご覧ください。令和2年度三重県一般会計補正予算(第9号)について、知事からの意見照会に対し、原案に同意する旨の回答です。

その裏面2ページは、知事からの意見照会文書です。

3ページをご覧ください。今回の補正予算についてご説明申し上げます。今回の補正では、補正額の合計欄にありますとおり、総額で3億4,258万3千円の減額を行

うものです。

4 ページをご覧ください。補正予算の主な内訳を整理しております。今回の補正は、いずれも人事委員会勧告に基づく給与改定により期末勤勉手当等の減額を行うものであり、具体的には期末手当について、年間支給割合を現行の100分の260から100分の255に引き下げるものです。

事業別には事務局人件費で658万9千円を、小学校人件費で1億4,874万1千円を、中学校人件費で7,963万円を、高等学校人件費で7,832万6千円を、特別支援学校人件費で2,924万1千円をそれぞれ減額します。

【質疑】

教育長

議案第41号はいかがでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

議案第42号、議案第43号は、関連する改正についてのものであるため、一括審議とすることを決定する。

・審議事項

議案第42号 専決処分の承認について（知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案（三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係））（公開）

議案第43号 専決処分の承認について（公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案）（公開）

（青木福利・給与課長説明）

議案第42号 専決処分の承認について（知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案（三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係））

令和2年11月24日急施を要したため、別紙のとおり知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案（三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。令和2年12月21日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案（三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを教育委員会に報告して承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

3ページ以降が、11月26日に県議会へ提出されました条例改正案ですが、9ページの条例案要綱で説明をさせていただきます。

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案（三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係）要綱「1 改正理由」特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うものである。

「2 主な改正内容」特別職に属する職員の期末手当について、年間支給割合を100分の335（現行100分の340）に改める。

「3 施行期日」公布の日から施行。公布の日につきましては、11月30日に公布をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、令和2年11月9日の三重県人事委員会勧告を受けた改正となっております。12月期の期末手当の基準日である12月1日までに改正する必要性がありましたので専決処分をさせていただいたものでございます。

今回、知事から意見を求められましたのは、3ページから4ページにわたる教育長に関する部分となります。こちらの3条、4条が対象となります。

改正内容につきましては、まず3条ですが、4ページにありますとおり、今年度の12月期の期末手当を100分の170から100分の165に改正するものです。

続いて、第4条ですが、こちらは本年度引き下げました100分の5分を、来年度の期末手当で平準化するもので、6月期12月期ともに100分の167.5に改正するものでございます。

この条例案に対しまして、2ページのとおり知事から意見を求められたことから、1ページにありますとおり、原案に同意する旨の回答をさせていただいたところです。

続きまして、議案第43号をご覧ください。専決処分の承認について（公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案）

令和2年11月24日急施を要したため、別紙のとおり公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。令和2年12月21日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを教育委員会に報告して承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

3ページから5ページが、先ほどと同じく11月26日、県議会に提出されました条例改正案です。

6ページの条例案要綱をご覧ください。公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案要綱「1 改正理由」人事委員会の議会及び知事に対する令和2年11月9日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の期末手当の支給割

合の改正等を行うものである。

「2 主な改正内容」(1) 期末手当について、年間支給割合を100分の255(現行100分の260)に改める。(2) 住居手当について。支給対象となる家賃額の下限を15,000円(現行8,000円)に、手当額の上限を28,000円(現行27,000円)に改める。また、令和3年3月31日において職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当を支給されていた職員であって、この改定に伴い、当該住居手当の支給月額が2,000円を超えて減ぜられることとなるもの等については、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、手当額の減額幅が最大2,000円にとどまるよう、経過措置を講ずる。

「3 施行期日」2(1)は、公布の日から施行する。こちらも同じく11月30日になっております。2(2)は、令和3年4月1日から施行する。

こちらの条例改正につきましても、先ほどの議案と同様に12月の期末手当の基準日である12月1日までに改正する必要性がありましたので、専決処分させていただいたものです。

3ページに戻っていただきまして、新旧対照表の部分の23条2項につきましては、今年度の12月期の期末手当を100分の130から100分の125に改正するもので、3項につきましては、この2項を受けた改正となっております。

続きまして、左の第2条が、令和3年4月1日に施行される部分になりますが、まず、4ページ左側の期末手当に係る部分をご覧ください。こちら、第23条第2項第3項において、こちらも先ほどの教育長の条例と同様に、本年度引き下げました100分の5分を来年度の期末手当で平準化するための改正となっております。

続いて、住居手当の見直し部分ですが、第2条の3ページから4ページにまたがる所になります。第15条の3第1項におきまして、これまで家賃額のうち、8,000円を超える部分の額が手当の対象となっておりますが、今回の人事委員会勧告を受けまして、15,000円を超える部分の家賃額が対象となるように改正をするものです。

4ページの第2項は、手当額の上限を27,000円から28,000円に引き上げるのに伴い、手当額の計算方法を改正しているものです。

5ページの附則の第2項ですが、今回の改正で手当額が減額される職員に対して、令和3年度は減額幅が最大2,000円となるような経過措置で、こちらをこの2項で規定をさせていただいております。

この条例案に対しまして、2ページのとおり知事から意見を求められたことから、1ページにありますとおり、原案に同意する旨の回答をさせていただいたところです。説明は、以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【質疑】

教育長

議案第42号及び議案第43号はいかがでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第44号 三重県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則案 (公開)

(伊藤教育総務課長説明)

議案第44号 三重県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則案

三重県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和2年12月21日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

まず、1ページから21ページまでが規則案でございます。23ページに要綱がございますので、そちらでご説明させていただきます。

これは、14の規則を一括して改正するものです。「1 改正理由」です。県民の利便性の向上と業務の効率化による生産性の向上を目的として、押印の原則廃止に向け見直しを進めるため、教育委員会会議規則等の一部の改正を行うものです。

「2 改正内容」です。第1条から第14条に掲げている附則中の押印欄の印の削除のほか、押印を求める規定等の改正を一括して行います。それぞれ表にありますように、規則名、改正箇所、改正内容を示しております。改正内容は、主には印のマークを削るものですが、一部、それに伴い表記を変えたり、新しく加えたりしております。

次ページ24ページです。施行期日は公布の日から施行する。公報掲載の12月25日を予定しております。

別冊の資料は、先ほどの改正内容にも注釈を入れております「印」を削る以外の改正の部分の参考資料としてお付けしております。改正後、改正前を左右で示しております。

その別冊の資料の最後のページの13ページをご覧ください。こちらが今回の押印の見直しについての説明です。押印の見直しの考え方ですが、県独自の手続のうち、押印を求めている手続については、できるものから速やかに廃止に着手し、令和2年度内には押印の見直しを完了させることとしております。

教育委員会における押印の見直し状況です。行政手続数ですが、県独自手続のうち、押印を求めている手続が339手続、うち、行政手続が120手続、内部手続が219手続となっております。

見直し状況ですが、廃止を決定又は廃止の方向で検討しておりますのが339手続で、この検討中というのが7手続で、この(※3)にありますように実印プラス印鑑証明書で厳格な確認をしております7手続については、押印の廃止に当たっては、電子署名等の同等の真正性確保が必要となるため、実印+印鑑証明書は、県における電子署名の環境が整った後に廃止することとしております。これが、三重県高等学校等

修学奨学金の貸与に関する手続に関するものです。

次に、この規則改正のスケジュールについて挙げております。本日が14規則、改正の予定です。あと、2月に4規則、改正の予定となっております。その理由は、他部局と同時に改正を行う必要がありますので、調整や準備に時間を要し、2月を予定させていただいております。その規則は、下に書かせていただいたとおりです。

その他、法律等の改正に伴う国の関係のものなどは、その都度行うということで、上記の規則数には含まれておりません。

本日のこの改正により県独自手続のうち、押印を求めている51件の手続の押印が廃止されることとなります。

説明は、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【質疑】

教育長

議案第44号はいかがでしょうか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

報告1 技能教育施設の指定について (公開)

(井上高校教育課長説明)

報告1 技能教育施設の指定について

技能教育施設の指定について、別紙のとおり報告する。令和2年12月21日提出
三重県教育委員会事務局 高校教育課長

まず、2ページをご覧ください。学校教育法第55条において、高等学校の定時制又は通信制の課程に在学する生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育のための施設で教育を受ける場合、その施設で受けた学習を高等学校における教科の一部の履修と見なすことができることとなっております。学校教育法施行令第四章第32条に、技能教育のための施設の設置者で、法第55条の規定による指定を受けようとする者は、当該施設の所在地の都道府県の教育委員会に対し、その指定を申請しなければならないと定められています。

3ページをご覧ください。第33条の2で、都道府県の教育委員会は、指定をするときは、連携科目等を合わせて提案しなければならないとされています。

1ページに戻っていただいて、技能教育施設の指定についてですが、技能教育施設として申請している向陽台総合学院は、キャリア教育支援体制を構築し、併せて一般教養の向上を図ることを目的とした商業やキャリア教育を実践的に学ぶよう教育内容を充実し、設置することになりました。これに伴い技能教育施設の申請が提出され、教育内容が、文部科学大臣が定める高等学校の教科に相当し、指導時間や担当する者、施設等が学校教育法施行令及び文部科学省令で定める基準に適合するものであるため、受理いたしましたので報告いたします。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について (公開)

(伊藤教育総務課長提案)

報告2 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について、別紙のとおり報告する。令和2年12月21日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長
説明は、学校防災推進監よりさせていただきます。

(今町学校防災推進監説明)

資料のご報告をさせていただきます。まず「1 県内公立学校の感染状況」(12月18日現在)でございます。月別で児童生徒、教職員の感染者の数を入れております。トータルで75名の感染者が出ております。特に10月以降、児童生徒、教職員、2桁の数で推移しているところです。

「2 ガイドラインの改訂」です。全国でも多数の感染者が発生している中で、12月3日付で国から衛生管理マニュアルが出ております。

そちらをふまえ12月8日に、「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を改訂したところです。主な改訂内容を4点挙げさせていただいております。まず換気についてです。冬季ということで空気が乾燥いたしますし、飛沫が飛びやすくなる、それから季節性インフルエンザが流行する時期でもあるということで、常時、換気に努め、難しい場合には30分に1回以上、窓を全開にするといったことを追記しております。

2つ目の給食等の食事をする際の対応についてです。食事の前後の手洗いの徹底は当然といたしまして、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるといったことに注意する。また、高等学校、教職員の食事の場面におきましても同様にするというので、新たに明記させていただきました。

3つ目の臨時休業を実施した場合、臨時休業の期間は部活動などの課外活動も中止するとしておりますが、進路にかかわる試験、部活動の公式大会などにつきましては、参加生徒や教職員が濃厚接触者、それから接触者でないということが確認された場合に、保健所と相談し、教育委員会と協議して参加について決定するというのを追記させていただきました。

4つ目は保護者への依頼事項を挙げさせていただいております。児童生徒の同居家族が濃厚接触者となるといった場面がございます。例えば同居家族の方が勤務先等の関係で濃厚接触者になるという場面がございます。その後、この当該児童生徒が陽性

となった場合、その際には例えば同じクラスの児童生徒や同じ部活動に参加している児童生徒が濃厚接触者となる場合がございます。

濃厚接触者となりますと、2週間、自宅待機という場面もございますので、こうした授業や修学旅行等の学校行事、進路にかかわる試験、部活動の大会などに影響が出る可能性が出てまいります。この当該児童生徒が陽性となった場合には、この児童生徒の心理面で負担がかかる可能性が十分ございますので、そういったことを保護者に対し丁寧に説明いたしまして、児童生徒の同居家族が濃厚接触者となった場合は、学校への連絡をいただく、それから同居家族の陰性が確認されるまで当該児童生徒の自宅待機について依頼するというを新たに明記したところです。

続いて、「3 冬季休業中の児童生徒への指導事項」です。1つ目の外出する際のマスクの着用、毎日の検温、こちらについては、休業中も引き続き実施をしていきます。

2つ目の季節の行事、この季節ということでいろいろ行事がありますが、その行事に参加する場合には、マスクの着用、人との距離の確保・大声を出さないなど感染防止対策を徹底して、対策が取れない場合は参加を控えるということです。

4つ目です。クリスマス、年末年始におけます大人数や長時間に及ぶ飲食については、例えば「少人数・短時間」でといったような対策を取っていただきます。

「4 部活動の県外遠征について」です。全国的に感染者数が増えているということで、Go to トラベル事業が全国でも一時停止されるというような対策が取られているところです。

こういった状況をふまえ、部活動において、Go to トラベル事業が先行して一時停止されている地域（札幌市、東京都、名古屋市、広島市）に加え大阪府、それから飲食店等の営業時間の短縮の要請がされている地域につきましては、12月27日まで、それから28日から1月11日までは県外での活動を中止又は延期することといたします。

また、当該地域から来県して練習試合等を行う場合も中止又は延期することとしております。

(2)にございます、上記の地域で開催される全国大会、全国選抜大会、その予選大会への出場が決定している学校は、該当生徒・保護者の意向を聞き取ったうえで、主催者の感染対策を実施することはもとより、各学校の状況に応じて感染防止対策を徹底し、そのうえで参加できるということとしております。

【質疑】

教育長

報告2はいかがでしょうか。

森脇委員

これはわかれば教えていただきたいということですが、1の75名のうち、軽症で全部済んでいるのか、それとも重症化している方がいらっしゃるのか。三重県のベッドの占有率はかなり高いということが報道されてもいるので、その辺、気になるのですが、もしわかれば教えていただければ。

学校防災推進監

児童生徒、教職員ともに重症化しているところまではございません。ちなみに、多くは同居の家族でありますとか、そういった親族とか、そういったところでの感染というような形になるというところですよ。

森脇委員

学校がクラスターになっていることもないということですね。

学校防災推進監

数的には多くはないんですが、多くは学校外からの感染です。

宮路副教育長

学校は1校だけ教職員と生徒を合わせ5名以上になるとクラスターということになりますので、1校だけ県立でクラスターになった事例はありますが、それ以外は小中学校はクラスターはないです。

学校防災推進監

クラスターは津市の中学校でございます。

宮路副教育長

誤解してました。県立はクラスターにはなっていません。

諸岡次長

県立で感染者がいるのは事実ですが、ごく少数で、クラスターというふうにはなっておりません。

教育長

県立高校1校で一定の期間に生徒と教職員合わせて5人感染ということがありますが、すけれども、通常でしたら5人ということでクラスターという指定になるわけですが、その感染経路を見たときには、コロナ対策本部のほうでクラスターには該当しないということで出されています。けれども不安ということもありますので、感染対策や保護者や生徒への指導を丁寧にするということで、我々も要請をしております。

大森委員

最近、他府県ではかなり流行してきているんですが、保健所の対応が追いついてないというケースがあるようです。

今日お話いただいた「資料1」の1ページ目の②のウに該当すると思うんですが、家族が濃厚接触者になる。この場合、お父さんお母さんが教職員であった場合、報告だけになるのか、多分お休みになると思うんですが、お休みしてくださいというのは制度的にガイドラインには明記されていないので、出勤は可能なのかと読めるんです。

今、多いケースは、濃厚接触者に家族がなって、陽性になって、結局感染者が多すぎるので、他府県においては、濃厚接触者までの認定期間がすごく長い。2日か3日かかるというケースも出てきてまして、そういうケースでは保健所の人らははっきり言わずに、接触者である人には、あんまり外出せんといてなというぐらいのことしか言われてないです。そうすると、定義としては接触者であればいいんですけども、濃厚接触者になるとどうなんだろうか。

つまり、私が言いたいのは、タイムラグが出てきているので、その間の出勤停止みたいなことは明記しなくてもいいのかなど。岐阜県なんかは出勤するなど言っている

みたいですけども、そのあたりはどうですか。

中野次長

ちょっと広いんですが、資料の9ページを今回、追加しました。(3)のところで、児童生徒の家族が濃厚接触者となった場合の対応を新たに追加しております、冒頭で説明がありました10月以降、感染が増加しているということから、家庭で同居の家族が濃厚接触者となった場合に、休みなさいよとまでは言えないんですが、学校へ報告をいただいて、自宅で待機することを学校が依頼をすると。

大森委員

お子さんはわかるんです。教職員のことです。教職員の家族が濃厚接触者もしくは感染者である。先生たちは同居家族なので、濃厚接触者までの認定に時間がかかる場合、出勤されることはできるんですね、このガイドラインを見ると。ただ、モラル上、多分出勤はされていないと思いますけど、その辺はどうですか。

中野次長

濃厚接触者ではなくて接触者の場合。

大森委員

今、多いケースは、例えば大学生が陽性者である場合、当然家族なのでマスクせずに接触しているので濃厚接触者になるんですが、何百人と感染者が出ていけば、感染者数が多いから、濃厚接触者の認定に時間がかかっています。その間のラグの間は、これを読ませてもらうと出勤できると思うんです。報告だけなので。だから、「疑わしき」とか、そういう文言を入れておいてもらわないとあかんと思うんです。これは実際の例としてあるので。あまり言うと露骨になりますが、実際の話、非常に当事者たちが困っていて、書いてないから行かないといけない、けど、本当は行きたくないというケースも出るので、そこら辺の配慮がどうなっているのかが読み取れないなと思って確認させてもらいたかったのですが。

中野次長

事前に学校からお問い合わせをいただいて、そういう教職員の方でも、自分の家族が濃厚接触者なり陽性になり、まだ自分が濃厚接触者に特定されていなくて、どうしようかというのでご相談をいただいた場合には、「休みなさい」とは明記はされていないのですが、可能であれば別室で、お一人でできる作業をしていただくとか、そういう対応を実際のところでは取っていただいたりはしています。

大森委員

そうだと思うんです。だけど、ガイドラインを読むとそこまでは書いてないので、どうなのかなと。

諸岡次長

現実的にはご家族が濃厚接触者になられた場合には、当然、まず学校側から出勤を控えるようにという依頼をしております。現在の制度上は命令できませんので、依頼をします。現実的には皆さん、自宅で待機していただいておりますし、三重県の状況を伺っていますと、県側の認定は遅れるというようなことも、今のところお聞きしておらず、速やかに定められて対応していくという現状だと思います。

宮路副教育長

今、言わせてもらったように、報告があった際の、ほとんどの職員は休みますという事で待機をしていますし、それでもという場合には校長とやり取りをして、もちろん濃厚接触の場合には、家族が濃厚接触している場合には、実質出てないというのが現状としてはあります。

大森委員

そうやと思うんです。でも、ガイドラインを読むと、そうは読み取れないんです。

宮路副教育長

ガイドラインにはそこまでのことは書いてはないんです。報告までになっているんですけども。

大森委員

ガイドラインというところにちょっと引っかかったんです。

宮路副教育長

少し考えさせてもらいたいと思います。

教育長

あと、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・閉会宣言